

可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

平成 22 年 11 月 22 日

訓令甲第 47 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、「可児市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、市が発注する建設工事、業務委託、物品調達その他の契約から暴力団を排除し、その適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(4) 法人等 法人その他の団体をいう。

(5) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、役員及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人

(6) 有資格者等 一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者及び市が随意契約の相手方として選定する者をいう。

(排除措置の対象となる者)

第 3 条 排除措置の対象となる者(以下「排除措置対象法人等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(照会、回答及び排除要請)

第4条 市長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、可児警察署長(以下「署長」という。)に対し、別記様式第1号により照会するものとする。

- 2 署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、別記様式第2号により回答するものとする。
- 3 署長は、第1項の照会を受けた場合のほか、有資格者等が排除措置対象法人等に該当すると認める事実を確認したときは、市長に対し、別記様式第3号により排除措置の実施を要請するものとする。

(指名停止措置)

第5条 市長は、前条の規定により、有資格者等(入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下この条及び第10条において同じ。)が排除措置対象法人等に該当することが明らかとなった場合には、別表の排除措置要件欄に対応する措置期間欄に定める期間において、指名停止措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により共同企業体について指名停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員(当該指名停止措置について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体に係る指名停止措置の期間と同一期間の指名停止措置を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による指名停止措置に係る有資格者等を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止措置の期間と同一期間の指名停止措置を行うものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により指名停止措置を行ったときは、別記様式第4号により当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。

- 5 市長は、前項の通知及び公表をした旨を、別記様式第5号により署長に通報するものとする。
- 6 指名停止措置に係る手続は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成3年可児市訓令甲第2号)の定めるところによる。
- 7 市長は、指名停止措置を行わない場合において、この訓令の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し排除措置対象法人等に係る注意を喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、第4条の規定により、有資格者等が排除措置対象法人等に該当することが明らかとなった場合には、当該有資格者等の一般競争入札への参加を認めないものとする。

- 2 市長は、一般競争入札の落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に指名停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、第4条の規定により、有資格者等が排除措置対象法人等に該当することが明らかとなった場合には、当該有資格者等を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名競争入札の落札者が、契約の締結までの間に指名停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、第4条の規定により、有資格者等が排除措置対象法人等に該当することが明らかとなった場合には、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認め、可児市指名業者選定委員会要綱(昭和50年可児町訓令第4号)第2条に規定する可児市指名業者選定委員会(以下「指名業者選定委員会」という。)の議を経た場合は、この限りでない。

(契約解除)

第9条 市長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、排除措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、別記様式第5号によりその旨を署長に通報するものとする。

(指名停止措置の解除等)

第10条 市長は、指名停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして別記様式第6号により指名停止措置の解除の申し出があった場合は、別記様式第1号により署長に対し、当該有資格者等の現況を照会するものとする。

- 2 署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、別記様式第2号により回答するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による回答により、指名停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、別表に規定する措置期間の満了の日後、当該措置を解除するものとし、当該措置の理由となった事実について改善が認められないときは、当該措置を継続するものとする。
- 4 市長は、指名停止措置の解除又は継続については、指名業者選定委員会の議を経るものとする。
- 5 市長は、指名停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、別記様式第7号により当該解除及び継続の対象となる有資格者等に通知するとともに、指名停止措置の解除を行った場合にあっては、その者の商号又は名称、所在地及び当該措置を解除した理由を公表するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により通知した旨を、別記様式第8号により署長に通報するものとする。

(不当介入への対応)

- 第11条 有資格者等は、市が発注した契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、警察に通報するとともに、市長に対し、別記様式第9号により報告しなければならない。
- 2 市長は、有資格者等が前項の規定による通報及び報告を行わなかったときは、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成3年可児市訓令甲第2号）第2条の規定に基づき、当該有資格者等について指名停止を行うものとする
 - 3 市長は、不当介入を受けた有資格者等が、第1項の規定による通報及び報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより当該契約につき、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

- 第12条 市長は、この訓令に基づく排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう署長と相互に協力し、連携を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成22年11月22日から施行する。

この訓令は、平成26年10月1日から施行し、改正後の第11条の規定は、施行の日以後に締結した契約について適用する。

別表(第5条関係)

排除措置要件	措置期間
有資格者等である個人又は法人等が暴力団員又は暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年、
有資格者等である個人又は法人等の役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与しているとき。	かつ、当該措置の理由となった事実について改善されたと認められる日まで
有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用しているとき。	当該認定をした日から9箇月、かつ、当該措置の理由となった事実について改善されたと認められる日まで
有資格者等である個人又は法人等の役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用しているとき。	
有資格者等である個人又は法人等の役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。	
有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	
有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	

様式 略